特許庁が昭和五二年二月三日同庁昭和五〇年審判第四七九号事件についてした審決 を取消す。

訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実

第一 当事者の申立

原告は、主文と同旨の判決を求め、被告は「原告の請求を棄却する。訴訟費用 は、原告の負担とする。」との判決を求めた。 請求の原因

特許庁における手続の経緯

原告は、昭和四七年九月一三日特許庁に対し、意匠に係る物品を「サンドペーパ ーエアグラインダー」とする別紙第一図面表示の意匠について意匠登録出願をしたところ、昭和四九年九月三〇日拒絶査定を受けたので、昭和五〇年一月四日審判を請求し、特許庁同年審判第四七九号事件として審理されたが、昭和五二年二月三日 「本件審判の請求は成り立たない。」との審決があり、その謄本は同年三月二日原 告に送達された。

審決理由の要点

本願意匠の要旨は次のとおりである。 基本形状は、ほぼ角柱を主調とした棒状のモーター部及び操作グリップの先端 に、断面台形状のギヤーボックスを設け、さらに、それに回転軸と研磨用円盤及び ハンドグリップを取りつけた構成である。そして、細部については、(一) モーター部は、横幅一、奥行一、長さ約二の比率のわずかに外側に膨んだ四角柱状で、正 面に横幅の約三分の一の直径の小円孔が縦に二個穿たれ、下端はやや絞られて横幅 の約二分の一になり、最下端の操作グリツプへと続いているが、その部分の正面に 高さがモーター部とほぼ等しい細長舌状の操作レバーが下向きに取りつけられ、 -)操作グリップは、暗調子の円柱状で、長さはモーター部とほぼ等しく、下端 が逆テーパー状にやや広がり、底面には小短円柱状のナツトが一個取りつけられ、 (三)モーター部の上部は、一本の水平な区画線を介して、正面、左右側面が上方へ向かつてテーパーのついた細長い四角錐台状となり、長さはモーター部とほぼ等 しく、区画線上の四隅に三角形の壁龕状の抉れ部を設けて、ナツトでモーター部と 連結され、また、上端はやや広がつて側面が台形状で横幅がモーター部の約一、五 倍の短柱状となり、正面方向へ向かつて直角に設けられた回転軸の先に研磨用円盤 が取りつけられ、さらに右側面には、中央がやや膨らみ長さが操作グリツプとほぼ 等しく、長手方向に数本の溝を穿つた細円柱状のハンドグリップが直角に設けられ ている。

これに対し、登録第三五五三六四号の意匠(意匠に係る物品「エアーグラインダ -」、昭和四七年八月三一日登録。以下「引用意匠」という。別紙第二図面参照) の要旨は次のとおりである。

基本形状は、ほぼ角柱を主調とした棒状のモーター部及び操作グリツプの先端 に、小直方体状のギヤーボックスを設け、さらに、それに研磨用円盤及びハンドグリップを取りつけた構成である。そして、細部については、(一) モーター部は、 横幅一、奥行一、長さ約二の比率のわずかに外側に膨らんだ四角柱状で、下端はや や絞られて横幅の約二分の一になり、そのまま操作グリップへと続いているが、そ の部分に高さがモーター部とほぼ等しい細長舌状の操作レバーが下向きに取りつけ られ、(二)操作グリツプは、円柱状で、長さはモーター部とほぼ等しく、下端が 逆テーパー状にやや広がり、底面には六角ナツトが一個取りつけられ、(三)モー ター部の上部は、正背面、左右側面が上方へ向かつてテーパーのついた角丸四角錐 台状となり、長さはモーター部とほぼ等しく、モーター部直上の四隅に三角形の壁 龕状の抉れ部を設けてナツトでかしめられ、また、上端はやや広がつて横幅がモー ター部よりやや広めの小直方体状となり、正面方向へ向かつて直角に研磨用円盤が 取りつけられ、さらに左側面には、中央がやや膨らみ長さが操作グリツプとほぼ等 しく、長手方向に数本の溝を穿つた細円柱状のハンドグリップが直角に設けられて いる。

両意匠は、ほぼ四角柱状のモーター部とその下の円柱状の操作グリツプの形状。 細長舌状の操作レバーの形状、モーター部上部のほぼ四角錐台状部と四隅の三角形 の壁龕状の抉れ部の形状、モーター部等に対して直角に設けられた研磨用円盤や細円柱状のハンドグリツプの態様の点で共通しているが、ギヤーボツクスの形状、モーター部正面の小円孔の有無及び研磨用円盤の大きさ等で相違している。

以上の点から両意匠を全体的に観察すると、共通点がモーター部の形状、操作グリップや操作レバー、モーター部上部、ハンドグリップの形状等看者の注意を強く惹く本願意匠の要部に関するものであるのに対し、相違点は、小円孔の有無などより強い類似感を与える全体的形状の中に吸収されてしまうような部分的なものであり、かつ、研磨用円盤の大きさの相違も、交換しうる各種アタッチメントの相違であるから、両意匠の類否判断を左右する決定的要因とすることはできず、上記共通点が相違点を凌駕して看者に類似感を与えるものである。

よつて、両意匠は互に類似するから、本願意匠は、意匠法第三条第一項第三号の 規定により登録を受けることができない。

三の審決の取消事由

審決は、後記の点において違法であるから、取消されるべきである。

1 引用意匠の公知性

引用意匠は、審決認定の日に意匠登録されたものであるが、その意匠公報が発行されたのは、本願意匠の登録出願後の昭和四七年――月二八日であるから、右出願当時公然知られた意匠ではなかつた。したがつて、引用意匠との対比において本願意匠の登録要件を否定した審決の判断は誤りである。その理由を詳述すると次のとおりである。

- (一) 意民 (一) 意民 (一) 意民 (主) 表特 (主) 表特 (市) と (中) 大 (市) と (市) を (市) と (市) を (市) と (市) を (市) に (市) と (市) に (市
- (二) 意匠法第六三条第一号の規定は、意匠登録がされていない意匠登録願の秘密保持に関する規定たるに過ぎず、この法条を根拠として意匠登録原簿への登録があった場合、直ちに独任制行政庁による意匠登録願内容に係る外部発表の法律効果が成立したということにはならない。事実、意匠登録原簿に登録されても、それによって一般国民はその意匠登録願の内容を知るに由なく、したがつて、その意匠登録願の内容閲覧を請求することは不可能である。
- (三) 意匠法第三条第一項の規定にいう「公然」とは、単に消極的に秘密義務が免ぜられるのみならず、積極的に秘密ないし事実を発表しうる立場を有する者に登録を知らせた場合であつて、夫婦、親子兄弟、あるいは、実物見本製作者、意匠登録に該当するものというべきではない。特許庁においても、先願、後願の関係がある場合、後願に対し審査官が先願を引用した場合、後願者は、当然意匠登録されて発場合、後願を閲覧しうるものであるが、後願者は、当然意匠登録されて発表いた願を閲覧しうるものであるが、後願者は、条理上その閲覧の結果を外部で発表しうる立場を取得したといえないことはいうまでもなく、したがつて、意匠公報発行について右独任制行政庁及びその補助機関を担当する者も、それらが秘密保守義務ありと断じえない場合でも、積極的に秘密ないし事実を発表しうる立場を有す

る者には当たらないから、意匠登録原簿登録後、意匠法上の「公然」の状態に該当 するに至るものではない。

(四)実際にも、新しく意匠登録原簿に登録されるものは多数存在し、その意匠登 録原簿記載内容よりしては当該意匠登録願の実体的内容(例えば図面)は皆目不明 であつて、その書類閲覧をするに由なく、また、書類閲覧を申請しても、特許庁は、即時に書類を閲覧に供するものではないことは勿論、長きは十数日を費して始 めて閲覧可能の状態になるものである(特許庁自身が使用していることを理由にし て月余にわたり閲覧不可能なこともある)。そして、法律論としても、特許庁は、 書類閲覧申請に対して、必ずしも、即時、即日に閲覧可能な状況を提供すべき理由 はなく、また、特許庁内部の使用を犠牲にしても一般国民に閲覧の優先を承認する いわれが乏しく、また、行政上の実際としても、常に、一度に多数の閲覧申請に直ちに対応することは不可能である。これすなわち、意匠登録原簿上の登録と書類閲 覧申請とが、意匠法第六三条の規定が存しても、右独任制行政庁の意匠登録を外部 に発表する法令上の秩序に非ざることを雄弁に物語つており、意匠登録原簿に登録されたものはその書類閲覧をしえないとはいえないとの論理が成立しないことを如実に示しているものである。これに反し、意匠公報が発行された際、これを閲覧す ることは、時に即日は困難であるとしても、まず閲覧可能ということを妨げず、現 実にも、同時に意匠公報に掲載されたもの悉くに目を通すことも可能であるから、 社会生活の実際に徴し、意匠法第二〇条第三項の規定による意匠公報の発行をもつ て右独任制行政庁による意匠登録願に係る外部発表行為とすることが同法の精神で あることを首肯しうるものである。 2 類否判断

仮に、引用意匠が本願意匠の登録出願前公知であつたとしても、両意匠の類否に 関する審決の認定ないし判断には次のような誤りがある。

(一) 審決は、本願意匠について「基本形状は、ほぼ角柱を主調とした棒状モータ 一部及び操作グリップの先端に、断面台形状のギヤボックスを設け、さらに、それ に回転軸と研磨用円盤及びハンドグリツプを取りつけた構成である。」とする。し かし、意匠法上視覚性美感なるものは、意匠登録願書に添付した図面ないし代用写 真、ひな形又は見本をもつて示すものであり、また、一般文化観念としても、眼球感覚的受容と能動とによる意思決定を内容とする行為であつて、精神的産出事実ではあるが、具体的物品についての視覚的感覚たることを不可缺の内容とするもので あるところ、審決のいう基本形状なるものは、意匠法上の視覚性美感の秩序におけ る物品概念ではなく、単に本願意匠の抽象概念、いわゆる上位概念を求めたものに るが別別は心にはなく、手に本願忌止の抽象似心、いわゆる上世慨心を水のにものに ほかならず、しかも、論理的に一つの秩序を見出して(例えば、視覚性美感とか、 物品の構造とか。)そこに抽象概念を求めたものではなく、単純に初等数学的論法 をもつて抽象概念を求めたものに過ぎないから、右抽象概念は視覚性美感と関係が なく、少なくとも本願意匠の視覚性美感とは全く無関係のものである。

(二) また、本願意匠においては、回転軸の先端部にサンドペーパーを取付けるサ ンドペーパー取付部は存在するが、サンドペーパー自体は全然表現されていないか ら、本願意匠について「研磨用円盤」を取りつけた構成とする審決の認定は誤つて いる。

(三) 次に、審決は、本願意匠と引用意匠との共通点の一つとして「四隅の三角形 の壁龕状の抉れ部」を挙げているが、右両者の部分的視覚性美感を表現するのに 「壁龕状」の概念をもつてすることは著しく不適当であり、右壁龕状なる個所に相 応するものは、両者とも、単に螺釘取付け個所の切込(ボルト セツテイング ポーション)にほかならず、壁龕と称する視覚性美感は到底存在していないから、こ れに関する審決の認定は誤つている。

(四) 審決は、両意匠を対比して「共通点が……看者の注意を強く惹く本願意匠の 要部に関するものであるのに対し、相違点は……より強い類似感を与える全体的形 状の中に吸収されてしまうような部分的なもの」であるとする。しかし、視覚性美感、すなわち精神作用として共通点の中に相違点が吸収されてしまうということ は、人間の能力ないし認識を標準としてありうるはずがない。人間の能力なるものは、事理を吟味し、評価し、記憶し、心情を構成するものであつて、殊に認識は、事理に対し人間の理性と知識とを駆使して理解をするものであるから、相違点なる 構成は、あくまで、この構成として把握され、この構成と引用意匠における他の意 匠構成との全体的関係を認識しながら、部分たる構成をも認識するのが人間の精神 作用の特徴に属するからである。勿論、精神作用には統一ということがあるが、統 -とは、部分の中に全体が包含されるとか、部分の中に全体を見るとか、部分を全 体との関係性において認識することであつて、前記の意匠構成全体に対する認識と同一のことを意味している。そして、精神作用における全体の認識とは、理化学における化合、混合の理論とは根源的に相違し、意欲、意識、認識等精神作用の論理によつて律すべきものであつて、これによれば、視覚性美感は、全体として統一されるとともに、部分は部分として存在することが判然と認識されるものであるから、審決の前記判断の論旨には根本的な誤謬が存する。

(五) また、審決は「研磨用円盤の大きさの相違も、交換しうる各種アタツチメントの相違であるから、両意匠の類否判断を左右する決定的要因とすることはできず……」とするが、そのアタツチメントと称するものは、引用意匠にあつては必須の要件であるのに対し、本願意匠にあつては、円形状その他の任意形状のサツドペーパーを用いるものであるから、審決の右判断には誤りがある。

(六)結局、本願意匠の構成は、把持部、胴部及び頭部を順次細長く上方へ延長し、側面の観照表現として、胴部背面は垂直状に、同前面は上半部を内向き斜傾に、下半部を垂直状にそれぞれ形成し、頭部は背面向きに細く、かつ、上下均等に傾斜し、工作部を回転させる回転軸を明確に表現させて頭部から工作部を正式は、把持部、胴部及び頭部を順次細長く上方へ延長し、側面の観照表現としての観い、把持部、胴部及び頭部を順次細長く上方へ延長し、側面の観照表現としての観いで、側面の観照表現としての観いで、側面の観照表現としての観いで、側面の観に表現としての観いでである状態(離間性のな状態)で工作部を配置連結し、全体としての観い感覚は、単純な構造美、整形美、対しているに過ぎないものであつて、単純な構造美、とした都決の判断は誤っている。とした審決の判断は誤っている。第三 被告の答弁

- 二 同三の取消事由は争う。審決の認定、判断は正当であつて、原告主張のような 違法はない。
- 1 原告主張の1について

引用意匠の意匠公報発行の日が原告主張のとおりであることは認める。しかし、次の理由により、引用意匠は、公然知られた意匠というべきものである。すなわち、

意匠法第三条第一項第一号に規定する「公然知られた意匠」とは、その意匠が、不特定多数の者に知られる場合をいうことは勿論、きわない者をかれる場合をいる場合であれる。とこれらの者が秘密を保証で、意匠権は、これらの者が秘密をは、一次の設定のである場合を解される。ところで、意匠を記載したときは、で、意匠を記載したときは、一次の登録を受けた意匠を記載した。)は、意匠を登録原簿の一部とみならしている。ときは、一次の登録があったときは、一次のでは見本のといる。ときは、一次のでは見れて、意匠を設定の登録があったときは、で、一次の意匠といる。に、は事権のといるのをは、、前記のでは、、前記のでは、、一次の意匠を認定の登録があった後は、、前記のでは、、で、の意匠を認定の登録があった後は、、前記のでは、、で、ことをの意味がある。にて、意匠を録原簿、出願書類等を関したが、意匠を録原簿、出願書類等を関し、ないし、その意匠にいて、意匠を録原簿であり、これにより、その登録意匠は、何人にも知られることが明らかである。

要するに、かかる状態におかれた意匠は、公然知られた意匠といつて差支えないであろう。

2 同2(一)について

審決において意匠の要旨を認定する場合、最初に基本形状について述べるのは、まずその意匠の全体的な形状を簡潔に要約し、読者をしてその意匠がほぼどのような形状をしているかを概略把握せしめるためである。そして、最初にその意匠の大体の形状を把握しておくと、以後詳細に述べる細部の形状が全体の中でどのような位置関係にあるかがより理解し易くなる。特に意匠の審決の場合は、抽象的な観念ではなく、ある物の具体的な形状を文章に置きかえて表現するのであるから、基本形状を最初に述べるというこの方法は極めて妥当なものといえる。

3 同2(三)について

審決において、モーター部と四角錐台状部との水平な区画線上の四隅に設けられた螺釘取付用の切込部を「壁龕状の抉れ部」と表現したのは、その切込部の具体的な形状をより的確に述べるためである。すなわち、壁龕とは、壁面の一部をくぼめて龕状にし、そこに彫像などを置く一種の抉れ部のことで、キリスト教教会の内壁などにしばしば設けられているが、本願意匠及び引用意匠の各切込部があたかも壁龕を連想させるような形状をしているために、文章表現上のレトリツクとしてそのように表現したのであり、「壁龕」というものに対する認識があれば即座に理解しうる表現である。

理 由

一 請求原因事実中、本願意匠について、出願から審決の成立にいたるまでの特許 庁における手続の経緯及び審決理由の要点は、当事者間に争いがない。 二 そこで、原告主張の取消事由のうち、まず引用意匠の公知性について判断す る。

前掲審決理由の要点によれば、審決は、本願意匠について、引用意匠との対比上互に類似するとして、意匠法第三条第一項第三号の規定によりその登録要件を否定したものであることが明らかであり、また、引用意匠が昭和四七年八月三一日登録された意匠であつて、その意匠公報が本願意匠の登録出願された同年九月一三日の後である同年一一月二八日に発行されたことは、当事者間に争いのないところである。

ところで、意匠法第三条第一項第一号にいう「公然知られた意匠」とは、同項第二号において第一号とは別に頒布刊行物を規定している趣旨に鑑みると、その意匠が、一般第三者たる不特定人又は多数者にとつて、単に知りうる状態にあるだけでは足りず、字義どおり現実に知られている状態にあることを要するものと解される。そして、また、不特定人という以上、その意匠と特殊な関係にある者やごく偶然的な事情を利用した者だけが知つているだけでは、いまだ「公然知られた」状態にあるとはいえないものと解するのが相当である。

高いなずほどであるとはいえないものと解するのが相当である。 被告は、意匠権の設定登録があつたときは、何人もその意匠について意匠登録原 簿、出願書類等を閲覧できることを根拠として、かかる状態におかれた意匠は「公 然知られた意匠」といつて差支えない旨主張する。

確かに、意匠法第六三条によると、何人も、特許庁長官に対し、意匠登録に関 し、証明、書類の謄本もしくは抄本の交付、書類、ひな形もしくは見本の閲覧もし くは謄写又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができるものとされている。しかし、成立 に争いのない甲第一〇号証、証人A及び同Bの各証言を総合すると、意匠権の設定 登録があつた後、意匠原簿、出願書類等の閲覧をするためには、登録番号を特定し て申請しなければならないこと、特許庁においては、意匠公報発行前には、意匠権 の内容、特に出願書類添付図面と登録番号とを関連づけた資料を一般第三者に了知させる手段は何ら講じていないこと、一般第三者としては、登録出願人(なお、出願人といえども、設定登録と同時に登録番号を知りうるものではなく、設定登録後特庁長官から意匠登録証の交付を受けてはじめてこれを知るものである。)を通じて登録番号を知るというような特段の事情がない限りは、登録番号を知る すべがなく、したがつて、その意匠原簿、出願書類等を閲覧する方法は事実上閉ざ されていることが認められる。もつとも、右各証人の証言によると、いわゆるバイ ンダー式の意匠原簿が使用されていた昭和五三年四月一日前においては、一個の意 匠原簿に一〇〇個の意匠権が記載されていた関係上、それに記載されている登録意 匠に関し閲覧を申請した者がたまたま他の登録意匠の登録番号を知りうる可能性が あることは認められるけれども、意匠登録令第三条、意匠登録令施行規則第三条、第四条によると、意匠登録を受けた意匠を記載した図面は、規定上意匠登録原簿の一部とみなされるものの、同原簿に記載されるものは登録番号、登録出願日、登録 出願番号、物品の区分、意匠権者の氏名等であつて、右図面は添付されていないか ら、登録原簿によつて特定の登録意匠の登録番号を知つたからといつて、直ちにそ の意匠の図面を了知しうるものではなく、そのためには、さらに、その新たに知つ た登録番号によつて出願書類の閲覧を申請しなければならないものである。一般第 三者が何らかの方法によつて登録意匠の登録番号を知り、それをたどつてその出願 書類の添付図面を了知することがありうるとしても、そのような偶然的例外的場合

をもつて、その意匠が不特定人に公然知られた状態にあるものとは到底いうことが できない。

以上のとおりであるから、意匠権の設定登録があつても、それによつて、直ちに その意匠が現実に一般第三者に知られるものでないことは明らかである。

なお、被告は、意匠権の設定登録後は特許庁職員についてその意匠に関する守秘義務が解かれることを理由に、同職員も不特定多数者に含まれると主張する。しかし、そもそも、同職員は、意匠法その他の法規に定められた職務の遂行として、登録出願された意匠に関与するものであるから、その意匠が設定登録されると否とを問わず、意匠の公知性を検知すべき基準たる一般第三者の範ちゆうには含まれないものと解すべきであるから、右主張も失当たるを免れない。

そこで、本件についてみるに、成立に争いのない甲第九号証によると、引用意匠の登録に関しては、登録後その意匠公報の発行される昭和四七年――月二八日までの間、何人も特許庁長官に対して書類の閲覧を申請した事実のないことが認められるし、他に、本願意匠の登録出願された同年九月―八日前において、引用意匠が一般第三者たる不特定人又は多数者によつて現実に知られていた状態にあつたことについては、これを認めるに足りる証拠が全くない。

したがつて、引用意匠は、本願意匠の登録出願前に公然知られたものとすることはできないから、これとの対比上本願意匠の登録要件を否定した審決の判断は、原告のその余の取消事由について検討するまでもなく誤りであつて、違法といわねばならない。

三 よつて、本件審決の違法を理由にその取消を求める原告の本訴請求を正当として認容することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法第七条及び民事訴訟法第八九条の規定を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 荒木秀一 石井敬二郎 橋本攻)

第一図面(本願意匠)

<12126-001>

<12126-002>

第二図面(引用意匠)

< 12126 - 003>